

#### 第44回国土審議会土地政策分科会企画部会

令和3年10月28日

**【国土調査企画官】** お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから、第44回国土審議会土地政策分科会企画部会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席いただきありがとうございます。私、事務局を務めさせていただきます、国土交通省土地政策審議官部門土地政策課国土調査企画官の小宮でございます。しばらくの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、池邊委員、松尾委員、浦川委員、奥田委員、杉山委員、谷山委員におかれましては、所用のため欠席の御連絡をいただいております。また、関係省庁の出席者については、出席者一覧表を御覧ください。なお、本日の会議も前回同様、ウェブにて傍聴されている方々もいらっしゃいますので、その旨、御承知おきください。

本日の会議の議事録につきましては、内容について各委員に御確認いただいた後、発言者を含めて公表ということにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続きまして、本日の資料につきましては、議事次第に記載のとおりでございます。資料については事前に送付しておりますが、画面にも表示する予定でございます。不備等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、チャット機能にて事務局にお申しつけください。

それでは、これより議事に入ります。以降の議事進行につきましては、中井部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**【中井部会長】** 皆様、おはようございます。部会長の中井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいりたいと思います。本日は、まず地域福利増進事業について、担当課から御説明をお願いしております。

続きましては、地域と共生する再生可能エネルギー発電事業に関する施策についてということで、本日、資源エネルギー庁と環境省から担当の方に来ていただいております。まずは、資源エネルギー庁から、地域に根差した再エネ導入について御説明いただいた後、環境省から、改正地球温暖化対策推進法の概要について御説明をお願いいたします。

さらに、用地関係業務の現状と今後の方向性について、担当課から説明をしていただく

予定にしております。資料の説明を最初一括で行いまして、その後、意見交換とさせていただきます。

それでは、まず資料1について、土地政策課の千葉課長より御説明をお願いいたします。

【土地政策課長】 おはようございます。国土交通省土地政策課長の千葉でございます。資料1、地域福利増進事業についてでございます、横長の資料に沿って御説明いたします。

本日は、先ほど中井部会長から御紹介ございましたように、所有者不明土地特措法改正の検討事項の1つであります、地域福利増進事業への再生可能エネルギー関連施設整備事業の追加に向けまして、この後、資源エネルギー庁さん、環境省さんから御説明がございますけれども、それに先立ちまして、改めて地域福利増進事業の内容、条文の構造、実績などについて御説明させていただき趣旨でございます。

1ページ目でございます。事業の概要でございます、左側でございますように、手続を経まして、都道府県知事が地域住民の福利の増進を図るための事業のために、所有者不明土地につきまして最長10年間の使用権を設定できるという制度でございます。

一覧表にしてございますけれども、2ページ目でございますような事業がその対象とされているところでございます。2ページは、地域福利増進事業の対象事業を、各号ごとに収用適格事業と、そうじゃない、はみ出ている部分というものを見やすく表にしたものでございます。基本的には、高い公共性が認められます土地収用法の対象となります収用適格事業を基本としながら、地域の福利増進という観点から、プラスアルファを1個ずつ認めているということでございます。収用適格事業でないものを書いてあるところが、そのところでございます。

ただ、一方で、不明所有者の財産権保護ということとの関係で、事業が法律、それから政令できちっと書き切っていると、そういう条文構造になってございます。この中で、左側の8号、9号と書いてある事業、8号は、購買施設、教養文化施設など、同じような種類の施設が著しく不足している区域などの限定がかかっているのですけれども、この8号が、政令で規定することができるようになっております。

もう一つ、政令で書くことができますのは9号でございます、地域住民、その他の者の共同の福祉、または利便の増進に資するものとして政令で定めるもの。ただ、これも収用適格事業の中で、さらにこういう性格のものについては政令で規定できるということで、いずれにしても、法律で厳しい箍がはまっておりまして、この8号と9号については政令で規定できると、そういう構造になってございます。

それで、今回、私ども、追加することを検討し、御議論いただいております、この後御説明のあります再生エネルギー関係、それから、防災・減災に資する備蓄倉庫などにつきましては、例えば広場の上に防災備蓄倉庫を置くということはできるのですが、防災備蓄倉庫単体で整備しようと思うと、その敷地は防災総合のために使われるので広場とは観念できないということもございまして、いずれも政令でちょっと規定できない。法律を触らなきゃいけないということでございまして、委員の方々に御議論いただきながら、政令、法律を改正して追加しようということを検討している次第でございます。

資料の3ページでございます。所有者不明土地特措法、様々な法律上の特例がございまして、活用実績を最新の状況をまとめさせていただいたものでございます。この間、実績が上がってなくて、モデル事業で頑張っていますという御説明をしておりました地域福利増進事業なんですけれども、先月、新潟県粟島浦村で1件、新潟県知事への裁定申請が出てまいりまして、初の事案ということになってございます。

そのほか、土地収用法、あるいは所有者情報の利用提供の特例については、御覧のとおり、相当な活用実績が上がっておりまして、今後も伸びていくだろうと期待してございます。

4ページ目が、全国初事例、裁定申請の事例ということでございます。細かく経緯等々まとめてございますが、新潟県の日本海側に浮かびます粟島浦村で、山形県沖地震が発生した際に、高台にある神社が避難場所になっているそうなんです、老朽化していて危ないよねということになったので、安全な避難場所を確保したいと。そうしたところ、管理不全状態であります土地があるじゃないかということで、地域福利増進事業を活用しまして、防災空を整備し、避難場所として活用したいということが動機でございます。

この間、2年余りの所有者探索を経まして、先月、9月24日に知事への申請に至ったということでございます。やろうと思っている事業区域の中に、10筆、土地があったと。ただ、一部が上物が建っているために、所有者不明土地特措法で地域福利増進事業をやる場合には、20平米以上の建物が建っている場合は使えないということなので、ちょっとその部分は外されて、合計7筆になったところ、所有者不明土地が7分の3あったということでございます。この知事に申請された後、6か月の公告縦覧を経まして、首尾よくいけば、年度末あたりで使用権設定に至るというスケジュール感で進んでいるということでございます。

4ページ目の下でありますけれども、今回の事案、現在進行形であるんですけれども、

やっぱり防災・減災の観点での活用というもののニーズがあるよねということと、所有者探索の範囲を法律、政令、あるいは省令で限定はしたものの、やっぱり探索開始から裁定申請まで約2年、24か月ほどかかっている。これを何とかもう少し工夫できないか、短くできないか。

あるいは、上物、20平米以上が、今、法律上、地域福利増進事業を活用できない状態になっているんですけども、そこにもう一段の工夫がないか。さらに、スピードという観点から申しますと、2年あまり、探索し、申請するまでかかったんですが、さらに6か月、公告縦覧がかかる。避難場所となる防災空地、これは地域の方にとってやっぱり急ぐにこしたことはないお話でございまして、こうした事柄が課題として浮かび上がってきているということでございます。

資料5ページ、6ページ目は、この間も見えていただいたものと重複するところもありますが、5ページ目は、3年経過の見直しに向けました検討事項をまとめたもので、地域福利増進事業の関係の部分赤く囲ったものでございます。事業の追加と使用権の上限期間10年というものを、事業の性質によって延ばせないかということ。

6ページ目は、予算をいただきまして、地域福利増進事業のモデル調査をやっているわけですが、今年度の採択団体の一覧でございます。こうした事業を通じまして、多くの自治体関係者にとりまして、貴重な知見が得られますこと、さらに申し上げれば、地域福利増進事業の活用事例がここから出てくることを期待しております。

なお、栗島浦村の事例も、従前、こうした事業を活用して取り組まれた事業でございます。

私からは以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料2-1につきまして、資源エネルギー庁の廣瀬総括補佐より御説明をお願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課総括補佐】

資源エネルギー庁新エネルギー課の廣瀬と申します。本日はお招きいただきまして、ありがとうございます。

私のほうからは、再生可能エネルギー政策の中で、地域においてこういった形で再生可能エネルギーが受け入れられているのか、あるいは、こういった課題があるのかということについての御説明をさせていただければというふうに思います。

申すまでもないことですが、こちらの資料にも入れ込んでいませんが、現在、政府のほうでは再エネ最優先の原則の下、2030年には再生可能エネルギーを電源構成の36から38%にしていくという、高い目標を掲げてございます。そういったエネルギー政策上、もしくは温暖化対策上の要請の中で、こういった御検討をさせていただいていることは大変ありがたいことだということを、まず改めて感謝を申し上げます。

その上で、今回の資料、表紙の次の2ページを御覧いただけますでしょうか。今日のお話として3つほど御用意しております。1つが、まず地域における再生可能エネルギーというのはどういった効用があり、どういった活用がなされているのかということ、簡単に御説明いたします。その後に、今後、再生可能エネルギーを導入していくに当たって、足元の課題としてありますお話をさせていただきまして、最後に、再エネ業界からどういったお声が上がっているかということ、御参考までにさっと触れさせていただくということで、プレゼンテーションをさせていただければと思います。

次のページを御覧いただけますでしょうか。先ほど、この所有者不明土地特措法の特別な措置を受けるに当たって、防災、災害対策のようなお話というのはいただいたかと思えます。再生可能エネルギーは、ふだん発電をするというときだけではなくて、例えば北海道の胆振東部地震ですとか、2019年9月の台風の際などには、この多様な発電主体の電源が分散化していることによって、災害時、緊急時のレジリエンスに貢献したというような事例がございました。

まず1つは、これは再エネ発電設備だけではなく、蓄電池も組み合わせてということになりますが、北海道胆振東部地震の際、稚内市内は広域停電になったわけですが、こちらが系統から外れた後も蓄電池があったことによって、太陽光発電設備の自立運転機能というものと組み合わせて、その地域の電気の供給につながったというものです。これは、エネ庁の中の実証研究予算の蓄電池なども生かして進めていたことではございますけれども、こういった貢献が災害時になされたというような例がございます。

もう一つ、これは環境省さんいろいろと御支援いただいているお話だと聞いておりますけれども、台風15号の停電時に千葉県睦沢市の道の駅の周辺地域では、千葉県のほかのエリアにおいてはシャワーなどを浴びることができなかったのに対し、この地域だけは温水シャワーを提供することが、全域停電後1日たって可能になったというような例がございます。

系統から自立した形で再生可能エネルギーなり、あるいはその周辺設備というものが導

入されることによって、地域のレジリエンスに貢献しているような事例が見受けられると  
いうことでございます。

こういった側面も踏まえまして、次のページ、PDFで4枚目でございますけども、資源エネルギー庁では、FIT制度と申しまして、再生可能エネルギーの普及を促進する制度の中で、地域活用電源という考え方を、小規模な太陽光については2020年度、小規模な水力、地熱、バイオマスについては来年度以降と入れ込んでおります。

例えば小規模な太陽光発電に関しては、その地域において自家消費をする案件について、特別に重点的に支援していくという方向性、これは発電した電気の30%以上を自家消費することと、災害時に自立運転ができることというのを要件にして、10から50キロワットという低圧、比較的、おうちの隣とか、ちょっとした空き地なんかには置かれるような太陽光発電設備についての支援というのをしております。

もう一方では、小規模な水力、地熱、バイオマス発電といったところで、地域において防災に資するだとか、あるいは自治体さんが自ら事業を直接出資しているもの、もしくは自治体さんが事業を実施する小売事業者、つまり電気を供給する方々でございますが、こういった方々の卸供給、彼らの電気につながっていくものに関して、重点的にFIT制度を適用していくというような方向性を出しているところです。これは、災害時の有効活用なり、地域の御理解を得ている電源というのを今後も支援していくという方向性を示したものでございます。

なぜこうした検討をしているかというのが、次のページ以降の足元の課題というところにつながっております。次のページを御覧いただけますでしょうか。残念なことではあります、FIT制度の下で案件の形成をしていた太陽光発電などが、急速に普及したことによって、地域におけるトラブルというのは増加しているという傾向がございます。

2016年10月から5年程度の間、740件程度の御相談が直接、我々資源エネルギー庁のほうに寄せられておまして、多くは3つの項目について御相談が寄せられています。1つは、適正な事業実施への懸念ということです。例えば事業当初ですとか、事業中に、誰がやっているのか分からないような設備があるということですとか、メンテナンスがされない、事業終了後の廃棄がきちんとなされるのか不安であるといったようなお声をいただいています。

もう一つは、地元の方々とのコミュニケーション不足ですとか、理解を得る努力の不足というところで、対話が不十分だったというようなケース。

最後に、事業自体の安全確保への懸念ということが挙げられているところです。このトラブルのケースというのは、極めて限られたケースとも言えますが、それだけその地域の中で御不安を抱えておられる方々がおられるというのも事実でございます、こちらに対してしっかり対応していく必要があると思っております。

次のページを御覧いただけますでしょうか。これまで資源エネルギー庁では、このFIT制度の認定案件というものが、なるべくその地域の方に寄り添い、関係する法令を遵守していただく形になるような取組をしてきており、幾つか矢羽根を記載してございます。条例を含む関係法令順守を認定基準にすとか、あるいは、柵塀・標識の設置、発電設備の見える化を行う。もしくは、住民の方々との適切なコミュニケーション、例えば説明会や、しっかりとした周知の実施などを努力義務化する。

さらに言えば、自治体さんのほうでこういった再エネに対して条例などを設定されるところも最近増えてございますが、こういった条例というのを横展開していく。あるいは、見習っていただくといったことを、情報連絡会などを設置して行っています。

そして、昨年成立しました法律の中で、廃棄費用、最終的に処分される際の費用というものも外部に積み立てて、源泉徴収的に回収するような制度の創設、そして、斜面への設置に関する技術基準の追加ですとか、こういった安全、地域の御理解、あるいは法令遵守といったところへの措置というのを強化してまいりました。

そして、次のページでございますけれども、この9月に、いろんな政府、もしくは地元の方々からの要望も踏まえつつ、さらに対応を加えたところでございます。1つは、FITの認定を申請する段階、今までは認定後に情報が公開されていたものを、申請段階で自治体に限って情報を提供するというですとか、あるいは、太陽光発電の稼働済案件の位置をマップ形式で自治体に情報提供すること。

そして、小規模な発電設備に関しても、報告徴収ですとか、立入検査の範囲を拡大していく。さらには、こういった適正な事業の実施の確保を、外部人材なんかも活用しながら執行強化していくというような方向性を進めております。

いずれにしましても、地域、地域のありようですとか、地域、地域における法令などをきっちり遵守すること、地域の自治体としっかり連携していくこと、そして、小規模な電源であっても、責任を持って事業をやっていただくことというのを求めていくというのが、我々の政策の方向性でございます。

このように規律が徐々にかかってきている再生可能エネルギーでございます、この後、

環境省さんからもお話しいただく地球温暖化対策推進法などの制定もございますので、地域と共生した電源についてはしっかり支援していく中で、再エネの最大限導入というのを目指していければと思っております。

資料8ページ、9ページ、こちらは地域連絡会の概要ですとか、あるいは各地域の条例でどんな条例が制定されているかを御説明したものです。最後の11ページは、実際に再生可能エネルギーの関連団体の方々から、我々、ないしはほかの政府の方々から御要望いただいているものとして、所有者不明土地の使用というのがなるべくしやすくなると、再エネを導入しやすいというようなお声もいただいているということの御紹介をさせていただくところでございます。

私からは以上でございます。

【中井部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続いて、資料の2-2でございます。環境省の小笠原課長より御説明をお願いいたします。

【環境省地球環境局地球温暖化対策課長】 ありがとうございます。環境省のほうから、資料2-2について御説明いたします。今御説明がありましたとおり、経済産業省さんと連携しながら再エネの促進に取り組んでいるところでございます。今日は、脱炭素に関する政府全体について若干情報提供させていただければと思います。

2ページをお願いいたします。皆様も御承知のとおり、昨年10月に、我が国としての2050年カーボンニュートラル宣言、それから4月に2030年に46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦するという、2030年の目標を表明をして。それから、これは後で御説明しますが、5月に、地球温暖化対策推進法の成立。6月に、地域脱炭素ロードマップの決定。それから、つい最近、10月に地球温暖化対策計画、それからエネルギー基本計画の決定。

2030年、46%削減、それから、2050年、カーボンニュートラルに向けてどう取り組んでいくかという計画等が閣議決定をされて、これ、10月末から始まる、イギリスで行われるCOP26までに我が国としてこういうふうにやりますということを、対外的にも表明したと、そういう状況でございます。

3ページは、皆様、御承知のとおりですので省略をします。

4ページが、この取組を図示すると、こういうことでございます。2013年、14%削減のところ、2030年にこれをほぼ直線的に46%削減、2050年にゼロと、実質



カーボンニュートラルというふうには減らしていく必要があるという状況でございます。

それから、5ページは、御参考までに、地域における取組を進めていくために、国・地方脱炭素実現会議というのが置かれて、ここで6月に地域脱炭素ロードマップ、2030年までに全国100か所の脱炭素先行地域をつくろうみたいなことが書かれたロードマップが書かれております。

次のページですけれども、自治体においても、2050年カーボンニュートラルに向けて取り組もうという機運が高まっておりまして、表明自治体の人口でいくと、1億1,000万人以上の自治体が2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロというのを表明されているという状況でございます。

それから、8ページ目以降は、これは前提としての御参考ということで、地球温暖化対策推進法というのは、こういう法律ですと。国が対策計画を立てたり、対策本部を設置したり、政府・自治体の実行計画を定めたり、それから、企業さんの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表する制度がある、そういった法律でございます。

9ページで、自治体の地方公共団体の実行計画というのが2種類ございまして、事務事業編という、自分の排出量、自治体の事務事業からの排出を減らしましょうというもの、それから、区域施策編という、エリアの排出量を減らしましょうと、そういう2種類がございます。

10ページでございますけれども、事務事業編、自治体が自分の排出量を減らしましょうよという計画については、これは義務になっております。本当は全部策定すべきものなんですけれども、全ての地方公共団体で見ると、9割が策定という状況であります。

それから、区域施策編という、区域の排出量をどう減らしましょうよという計画については、都道府県、政令指定都市・中核市・特例市に策定義務で、ここはみんな策定をしております、それ以下の市町村については策定義務は現状はございませんが、今後、策定の努力義務が4月以降導入されますけれども、現状、32%が策定という状況でございます。

それで、飛ばしまして、13ページが、地球温暖化対策推進法の改正の内容でございます。内容は3点ございまして、1つは、2050年カーボンニュートラルというのを基本理念として法律的に位置づけるというのが1つ目。2つ目が、この後御説明します地域の再エネを活用した、脱炭素化を促進する事業を推進するための計画認定制度の創設というのが2点目。それから、3点目が、先ほどちょっと御説明しました企業の排出量の算定報告公表制度というのがあるんですけども、それについて、データのデジタル化・オープン

データ化を進めていくというのが3点目でございます。

それで、本題の14ページから再エネ関係でございます。先ほど経産省さんからも御説明がありましたけど、再エネを巡って地域でトラブルも起きていると。1つは、周辺住民との合意形成を経ない形で再エネ化が導入されることによって、景観悪化の懸念から、騒音等、それから、災害発生の懸念といったことを想定するケースがあると。

それから、もう一つは、再エネ自身が、再エネ導入の地域のメリット、地域経済へのメリットといったものが明らかでないことによって、ともすれば地域と調和した形での導入になっていないような場合も見られるといったことがある。そうしたことを背景として、再エネ設備の導入を条例で規制する自治体も増えているところでございます。

そういうことを踏まえた15ページで、地球温暖化対策推進法の改正でございますけれども、ミクロで見ると地域で再エネ化がトラブルになっているケースもある。ただ、マクロで見ると、2050年カーボンニュートラルに向けて再エネというのを導入していく必要があるということは、これはまたマクロで見たら言を俟たないことでございます。

自治体としては、2050年カーボンニュートラル宣言をしている自治体もたくさんあるという中で、そういった全体の2050年カーボンニュートラルに向けたトレンドをどう施策の中に落とし込んでいくかということ考えた改正でございます。

まず、1つ目のところ、都道府県が実行計画という中で、もともと県全体の削減目標を定めることになっていたんですけども、今回新たに施策の実施に関する目標、特にこの再エネをどれぐらい導入するかという目標を定めてもらうことにして、再エネ導入に向けて旗を振っていただくというのが1つ目。

そういったことを踏まえて、2ポツのところですけども、市町村も、ここは努力義務ではあるんですけども、施策の実施に関する再エネ目標を何かを定めるよう努力していただいた上で、その目標達成に向けて再エネを促進する区域、それはそのエリアでどのように地域の環境保全に取り組んでいただくか。また、その再エネ事業がどのように地域の経済社会に貢献するかといったことを、この実行計画の中に定めるという仕組みを導入する。

それに合致した事業については、市町村の認定を受けることができ、認定を受けた場合については、関係法令の特例、環境省関係の法令、自然公園法とかの特例、それから、農水省関係の農地法、森林法関係の特例、それから国交省さんにも御協力をいただいて、河川法の特例も加えていただいています。

16ページは、それを図示したもので飛飛ばします。

17ページで、先ほど施策の実施に関する目標を定めていただくという中で、地域の再エネポテンシャルを最大限活用する観点から、どれぐらいのキロワット、容量の再エネを導入するかといったことを設定するようなことを想定しております。

それから、18ページは、法律上は地域脱炭素化促進事業と言っていますが、ここに書いているような再エネ設備とともに地域の脱炭素化をしていくような取組を、一体的に規定する事業でございます。

それから、19ページでございますけれども、今、促進区域というのをどういうふうに設定するかというようなことを検討会で議論しているところでございます。一定のどういふところを除外するかということ国が基準で定めることになっていまして、ここにありますが、全国一律でここは除いてよというのは、例えば国立公園とかの一定の特に保護されたエリアとか、それから、絶滅危惧種の生息地、そういうところは外した上で、残りのエリアについて、地域で合意形成を図っていただくというコンセプトでございます。

それから、次のページでございますが、促進区域の中でどのように地域の環境保全を図るのかといったこと、このページでいきますと地域の景観であるとか、自然環境にどう配慮するか、それから、騒音といった生活環境にどう配慮するかといった地域の環境保全に関する事項。

それから、地域の経済社会への地域貢献に関する事項として、先ほどからも、例えば災害時に例えば地域にエネルギーを供給しますよということとか、地域の雇用とかにこういうふうに貢献しますよといった地域貢献に関する事項を定めていただくことによって、地域の環境を保全しつつ、また地域の経済社会と調和しつつ、地域共生型の再エネを促進していこうというのが、この促進区域制度の趣旨でございます。

最後のページが、そういった要件に合致するものとして事業認定を受けた場合について、こういった法律の特例がありますよというリストでございます。

私からの説明は以上でございます。

**【中井部会長】** どうもありがとうございました。それでは、続いて、資料の3につきまして、公共用地室の九鬼室長より御説明をお願いいたします。

**【土地政策課公共用地室長】** 皆さん、こんにちは、土地政策課の公共用地室長をしております、九鬼でございます。私からは、資料3、用地関係業務の現状と今後の方向性につきまして、説明をさせていただきます。

用地関係業務と書いておりますけれども、これは簡単に申しますと、事業に伴い地権者の皆さんと交渉して土地を買う、そういった業務を指しております。今回、この委員会で議題として取り上げさせていただきました理由としては、1つは、所有者不明問題、これを現場でどういうふうに進めていくかというところにおきまして、この用地部門というのが重要であるという点。

さらに、所有者不明問題がこの用地の関係においても大きな隘路になっておりますので、今回の議題とさせていただきます。

資料は、国・地方に限らず、広くこの国の用地行政の課題、対応の方向性を整理してございます。

それでは、1枚めくっていただけますでしょうか。資料にはこれからの土地政策の全体像と用地関係業務の位置づけ（イメージ）と書いてございます。あくまでイメージでございしますが、いろいろな土地、不動産がある中で、それが管理、利用、取引されていく際に、土地を改善するときに用地関係業務が発生いたします。

左下の黒い括弧でございしますが、用地関係業務について、官民を問わず、土地政策を円滑に進めるため、現場において用地の職員等は非常に重要な役割、いわゆる「縁の下の力持ち」として仕事を進めております。

次のスライドを御覧ください。用地関係業務というのは、用地の取得、そして、それに必要な損失の補償等に関する業務でございします。公共事業では、事業計画があり、その着手の後に用地の取得手続に入っております。調査をし、お金を計算し、そして交渉をし、場合によっては右側の、土地を収用することもございします。

左下のところで、用地担当職員として必要なスキルとして、いろいろな関係法の知識、実務的なスキルとございまして、用地の分野では、一般的に、10年で一人前と言われております。

その次の右側ですが、この自動車専用道路の例ですと、事業期間のうち、やはりかなりの時間を用地業務に使っており、工事も並行して実施はしておりますけれども、大きな影響があるというところでございします。

次のスライドを御覧ください。上の1つ目の丸ですが、公共事業の用地取得において、所有者不明土地は、用地関係業務の迅速化に大きな支障となっております。2つ目で、少子化等に伴う相続機会の増加、土地への意識の変化によりまして、所有者不明の土地や建物の増加が見込まれます。一方で、人口構造の変動等に伴いまして、土地の利活用の変化、

これも求められているというのが現状です。

左下の図ですが、1つ目の課題として、公共用地取得の隘路、困難な要因という中に、やはり所有者不明問題が大きく関わってございます。

2つ目の課題、次のスライドをお願いします。一番上のところですが、災害の激甚化等に伴いまして、復旧をはじめとします整備の迅速化、多様化のニーズが増えております。公共事業費も増加をしているというのが現状です。その次の丸ですが、用地関係業務の重要性というのは変わらず、災害に備えた対応などがさらに求められております。

次のスライドを御覧ください。1つ目の丸のところでございますけれども、特に市町村さんでございますが、用地担当職員というのがここ10年で15%程度減少しております。人口規模が小さい市町村さんにおかれましては、ほとんど用地担当職員がいない状況です。下の真ん中のところにもございますが、約70%の市町村さんには用地担当職員がおりません。

それから、上の2つ目の丸ですけれども、用地業務の負担感が増加したとお答えになられた自治体さんというのはいらっしゃるのですが、災害関連事業による業務量の増大ですとか、専任部署がないことによるマンパワーや、知識・経験の不足などが原因となっているということでございます。

その次のスライドを御覧ください。3つ目の課題の続きでございます。用地関係業務に関する民間事業者さんとして様々いらっしゃいますが、例えば補償コンサルタントさんがいらっしゃいます。ただ、近年、その登録業者数は減少しておりまして、高齢化も進んでいると聞いてございます。

それから、その下の丸ですが、国におきましても、定員削減などによりまして用地担当職員というのは減少してございます。用地の専門家としての育成というの、だんだん難しくなっているというのが現状です。用地関係業務を支える官民の状況が全体的に苦しい状況にあるということでございます。

次のスライドを御覧ください。このような中、どのように用地関係業務の能力を維持していくかということでございます。今後の方向性として1つ目でございますけれども、一番上の丸ですが、まず所有者不明土地法が施行後3年であり、その見直しについて、現在、この部会で対策の強化を御検討いただいております。それを踏まえつつ、2つ目の丸でございますけれども、現在、全国10地区で地方整備局を中心に実施しております所有者不明土地連携協議会について、関係者の連携を強化し、もっと活動内容を拡充したいと考え

ています。

例えば、ランドバンクの普及を進めるために関係団体に入っていただくとか、あるいは市町村など、構成員の皆さんのニーズの調査をしっかりと行って、それらに応えていく。あるいは、法の見直しを踏まえた運用支援なども実施していくということでございます。この協議会そのものを、所有者不明に限らず広く——所有者不明も、もちろん中心として扱いながら、用地の関係とか、あとは地籍調査、こういったものの推進などにも使っていくという形で活性化を検討したいということでございます。

次の9ページのスライドを御覧ください。2つ目の方向性としましては、災害が年々激甚化してございますので、一番下の対応の方向性というところでございますけれども、平時において、地方公共団体等の皆さんに、災害対応に関する情報の提供を行いたいと考えています。これは用地という側面からの情報提供と連携を一層強化していくということを通じ、皆さんのスキルを全体として高めていくということでございます。

さらに、民間事業者さんが災害時に調査を実施する協定等ございます。そういうものも、自治体さん等ともっと結んでいただくといった連携を深めていきたいと思っております。それから、災害時、これは災害が発生した瞬間というよりは、もう少し時間を経て復興事業をする際というイメージですが、用地取得に関する補償金の取扱いですとか、補償基準の解釈等についてご相談いただき、アドバイスをさせていただくといったような環境づくりに努めていきたいということでございます。

最後のスライドでございます。3つ目の方向性としまして、先ほどの2つを横串で刺すようなイメージにはなりますが、市町村さんの支援、それから官民連携の推進を図ってきたいと考えております。

まず、1つ目の丸のところでございますけれども、協議会等も活用しながら、例えば、市町村さんが民間の方へもう少し外注をしやすくするなど、より現場に役に立つような支援の充実を図っていきたいと考えております。現在、我々は、それに役立つようなマニュアルをつくらうとしているのですが、そういったものの充実も図りたいと思っております。

2つ目に、用地関係業務に関する民間の事業者さんの発展・育成につながるように、例えば、意見交換会、それから講習会、マッチングの推進といった形で、少しでも民間事業者さんのマーケットを大きくしていきたいと考えています。併せて、アウトソーシングも進むように、例えば、包括的な発注の検討を進めていきたいと考えておるところでございます。

今回、特に協議会の活動、それから市町村さんもいろいろな状況であると思いますので、市町村さんとの連携の在り方、さらに民間企業の皆さんとどういうふうに今後連携して、発展をさせていくのか、こういったところがポイントになろうかと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

**【中井部会長】** どうもありがとうございました。資料説明は以上でございます。この後、議事全体、御説明いただいた資料につきまして意見交換の時間とさせていただきたいと思っております。時間のほう、たくさんございますので、どうぞ委員の皆さん、積極的に御発言いただければと思います。もちろん、質問等でも結構でございます。

あらかじめ、本日御欠席の松尾委員からコメントを頂戴しておりますので、まずはそれを御紹介いただいて、その後、皆さんに御発言をお願いしたいと思います。

それでは、松尾委員のコメントをお願いいたします。

**【土地政策課長】** ありがとうございます。事務局でございます。松尾委員から事前にコメントをいただきました。大きく2項目でございます。

1つ目が、地域福利増進事業、私が御説明申し上げました資料1について、2つ目が、先ほど室長から御説明がありました用地関係業務の関係でございます。地域福利増進事業につきましては、1つは、先ほど実例が挙がってきたというお話を申し上げた際に、建物、20平米以上の土地は対象にならないので、事業区域の対象外になったという点につきまして、令和3年の改正民法で様々な管理人制度がつけられました。そうした制度も併せて活用することで、所有者不明土地法の枠組みに乗らないものについても、民法の新しくつけられました制度等を活用することで一体的利用が可能になるのであれば、それを促進すべきではないかというコメントでございます。

もう一点が、所有者不明土地法3年見直しにつきまして、地域福利増進事業の対象事業の拡大、使用権の上限期間の延長、それから管理命令制度の活用の特例、そういったものについては、低未利用土地の利活用を図る制度の創設と併せて検討することが重要な視点であり、賛成であるということでございます。

こうした制度改正の検討を通じまして、地域の土地利用が次第に一定の計画性に基いて行われるように促して行って、その際に所有者不明土地法を戦略的に活用していくことができるように考えていくのが望ましいのではないかと考えております。

大きく2つ目の用地関係業務につきましては、先ほどのお話、説明にもございましたよ

うに、人材育成を制度的に強化する方策をとることがやはり重要である。その際に、民間の資格者と自治体の用地職員との連携、経験の共有の制度化、こうしたことが重要であると考えられるので、方向性に賛成であるということでございます。

また、所有者不明土地連携協議会を、所有者不明土地等連携協議会に変更して、広く土地の適正管理、利用促進に関する問題を取り扱うようにし、専門的知識・経験を持つ官民の連携を継続的に強化することが特に重要であるということでございます。これは、所有者不明土地法の見直しの方向性とも合致するので、それとよく連動させながら、地域における円滑かつ適正な用地関係業務の推進、そしてまた、先ほどもございましたが、地域の計画的な土地利用の促進につなげていく、そうしたことが望まれるというコメントでございます。

以上、御紹介させていただきました。

**【中井部会長】** どうもありがとうございます。それでは、委員の皆さんからの御発言をお願いしたいと思います。御発言を希望される皆さんは手を挙げるボタンを押していただければ、私のほうから順次指名をさせていただきたいと思います。

それでは、竹中会員、田村委員と手が挙がっておりますので、まずは竹中委員からお願いいたします。

**【竹中委員】** ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

**【中井部会長】** はい、大丈夫です。

**【竹中委員】** 所有者不明土地を再生可能エネルギーの場にするというのは非常にいいアイデアで、ぜひ進めていただきたいんですけども、現実、考えたときに、やはりその対象となるのは森林か、耕作放棄地みたいな農地か、どちらかなんじゃないかなと思います。

森林を考えた場合に、やはりどんな場所でもある程度アセスメント的なことをやらないと、これまでも問題になっているような防災というところで非常に危険性があって、周りの方からの合意が得られないんじゃないかなと思うんですけども。

所有者不明の森林を、ここは再生可能エネルギーの場、ソーラーパネルを設置する場としていいんじゃないかみたいな判断は誰がして、そういうアセスメントはどこが費用を持ってやるのか、どの時点で事業者が入ってくるのかみたいな、その辺がよく分からないんですけども。これからの議論なのかもしれませんが、どういう考えでおっしゃっておられるのかというのを、ちょっとお聞きしたいです。



【中井部会長】 はい、どうでしょうか。しばらく御意見を聞いてから、資源エネルギー庁さんをお願いしましょうかね。

それでは、続いて田村委員、お願いいたします。

【田村委員】 資料1の6ページですが、所有者不明土地に関して、いろんな事例が進んでいるということをお聞かせいただいたところです。いろんな利用が進んでいるということについて、やはり社会的な要請が高いものについて、こういうことが進んでいるんだということを広報していくことが重要だと思っております。

1番目の事例は「生活に関する良好な環境の整備」、2番目の事例は「地域活動の活性化」、3番目が防災に関するもの、4番目がエネルギー利用、5番目が減災、6番目が福祉施設の建設等の公共性の高い建物の建設と捉えております。

先ほど減災と防災というふうに分けて申し上げましたけども、地域の危険な状態を回避するための土地利用ということであれば減災でしょうし、積極的に高めていくという意味では防災という言い方ができるのかなと考えます。

ポイントとしては、カテゴリー化をして、ぜひこれを広報に努めることで、こういったものの事業の活用が進むんじゃないのか。

質問は、この6番目の福祉施設のように公共性が高くなくても活用できるのか、教えていただきたい。

それから、4ページをお願いします。4ページの下のところ、特に防災・減災についての利用のところが詳しく書かれているのですが、避難場所とか、避難所とかというような言葉を少し整えていただく必要があるのかなと。避難地というよりは、避難場所というほうが適切なのかなと思います。

それから、先ほどと同じ質問なんですけども、ここに備蓄倉庫や避難施設を建てると書いてあるんですが、公共性の高い建物であれば、これは建てることのできるのでしょうか。

2番目の資料の中身について、いろんな防災のフレーバーが、いろんなエネルギーの利用のところに防災に貢献するという記載があります。

ただ、災害が起こったときに、直ちに100%これが活用できるというふうに、住民さんに捉えられている部分もあるんですけど、いろんな条件が整わなければ、いざとなったときに活用できない残念な事例が出てしまうこともあります。災害時に100%利用できるというふうに言うことは、逆にいずれこの事業のマイナスになるんじゃないかと懸念もしておりますので、書きぶりには気をつける必要があるのではないかと考えます。

もちろん、こういう条件が整えば、災害利用ができると書いていただくのは結構かと存じます。

最後の資料の全体像のところの9ページですが、用地利用ということは事前にそういった人員も育成していく必要があり、それを自治体の中に位置づけていく必要があるということについては、全くもって大賛成でございます。

ただ、現在、災害対策基本法に基づく防災基本計画や、自治体がお持ちの地域防災計画の中に、災害が起こった後の復興について特にたくさん記述がされているわけでも、位置づけが明確になっているわけでもありません。その中で、さらに用地のことを位置づけて、事前に考えるということになりますと、一体自治体の中ではそれをどのような体制で実施するかは明確でないと考えています。

ですので、私の発言の中で度々申し上げていることなんですけれども、国土計画の中で、事前復興計画というようなものについて、その復興計画の策定の手続を、法律で定められるような国難災害と言われるような大きな災害については、行政内に位置づけていただいて、その中で用地についても、大災害であれば、こういう考え方でやっていくんだというようなことを、東日本等の教訓も含めて法律的にも明確化する必要があります。

以上です。

**【中井部会長】** ありがとうございます。もう一方、御意見をいただいたところで、一旦、事務局のほうから、あるいは本日の御説明者のほうからコメントを頂戴したいと思えます。

それでは、清水委員、お願いいたします。

**【清水委員】** 委員の清水でございます。聞こえていますでしょうか。

**【中井部会長】** はい、大丈夫です。

**【清水委員】** ありがとうございます。私も、これまでのコメントとか、御意見等、重複するところもあるかもしれないんですが、地域福利増進事業に関するところで、使用権を上限を10年にしているということの延長を考えていらっしゃるということで、これ大賛成なんですけれども、延長に加えて、公共事業に相当するものと、公共事業には相当しないようなもの、何の目的でその土地を使うのかによっても、この上限期間というのは変えてもいいのではないかと、変えるべきではないのかというようなことを、私は思っております。

というのは、借地借家法による定期借地権制度がございます。御存じかと思えますけれ

ども、あれでも、一般定期借地権は50年以上という設定をして、事業用定期借地権というのは10年以上50年未満というふうに、制度そのものを変えています。期間も変えています。

それで、これは私の記憶の範囲内ですが、事業用定期借地権というのは、平成3年、借地借家法ができて、この定期借地権制度ができたときには、事業用定期借地権については10年以上、20年以下という縛りだったんです。でも、それではいろいろ有効利用されていないという状況ができてきて、大分たってから、10年ぐらいたってから、たしかそれを10年以上50年以下というふうに変えたという背景もあります。

ですから、ある土地を何かに使うというときに、この上限を決めるというのはかなり慎重にならないといけない。有効利用という観点からすると、慎重にならないといけないというのは常々思っています。そもそも、これ、所有者不明土地の特措法ができたときに、何で上限期間を10年にしたのかというのが、私はずっと疑問だったんです。もしその背景がお分かりの方であれば、なぜ10年にしたのかということと、今後、この延長ということで検討するということが、もう少し具体的にどういうことを国交省の中で考えていらっしゃるのかということをお聞かせいただければなと思っています。

以上でございます。

**【中井部会長】** ありがとうございます。それでは、まずは資源エネルギー庁さんのほうから、最初に御質問がございましたけれども、お願いできますでしょうか。

**【経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課総括補佐】**

竹中委員からの御質問、ありがとうございました。再生可能エネルギー発電設備の導入を進めていくに当たっては、御指摘のような森林ですとか、農地もしくは耕作放棄地、あるいはアセスメントの制度など、いろいろな制度が関わってくるところでございます。

これは、後ほど、もしかすると環境省様から補足があるかもしれませんが、森林については、林地開発の許可といったようなものを、開発に当たっては森林法に基づいて行う必要があるというふうにも規定されておられますし、農地に関しても、農地の使用というのは、区域の指定であったりだとか、転用の許可だったりとかいったところが、別途の法律のほうで担保されてございます。

FIT制度における認定というのは、こういった他法令を遵守した上で行っております。環境アセスメントも発電設備の規模が何キロワット以上などの要件がかかっていますが、それぞれ、個別の開発時点だとか、開発プロジェクトの中身によって、どの法令に関わっ

てくるのか、こういった解決をしていくのかというのが関わってくるかと思います。

もう一点、田村委員のほうから御指摘いただいた話というのは、災害時に100%活用されるのかという点でございますが、ここは100%の活用というのを求めるというより、周知して、対応可能であれば活用していくというような趣旨で、こういった地域活用電源というのは設定させていただいていることだけ、付言させていただきます。

【中井部会長】 ありがとうございます。環境省さんのほうから、何か補足することは、大丈夫ですか。

では、用地対策の。

【竹中委員】 すみません、竹中ですがけれども、今のお答えに対してもう一つ、よろしいですか。

【中井部会長】 はい、どうぞ。

【竹中委員】 今までやられてきた事業というのは、事業者が個別にある山林の所有者との交渉の中で、ここを開発したい、それで森林法に基づいて、改造をお願いしたいみたいなことで進んできたと思います。だけれども、今回の土地所有者不明の場所というのは、自治体を中心になって調べてやっていくということで、事業者がどうやってそういう情報を得て、それが再生可能エネルギーの場として適切かどうかというのを考えていくのかという、そこが知りたいところです。

以上です。

【中井部会長】 いかがですか。

【経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課総括補佐】

すみません、私が多分、所有者不明土地法の制度について詳細に分かっていないがゆえに、お答えがもしかするとずれてしまったかもしれませんが、いずれにしましても、仮に所有者不明土地というものの権利なり、使用が許可された場合には、事業者が事業を進めていくものだと、私どもとしては理解しております。

その場合には、事業者の方々が再エネ事業をやる以上は、その土地の利用に関しての他法令の遵守というのはある程度担保していく必要があるのかなとは推測しておりますが、その点については、所有者不明土地法の制度の話でございますので、我々のほうから明確にお答えすることは難しいかなと思います。

【中井部会長】 竹中委員、よろしいですか。

【竹中委員】 分かりました。ありがとうございます。

【中井部会長】 ちょっと関連して、私から環境省さんに、先ほど促進区域になると、アセス関係も緩和があるという御説明があったかと思うんですけども、その辺り、もう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。多分このアセスというのは、国のアセス法の部分だと思うんですけども、いかがでしょうか。

【環境省地球環境局地球温暖化対策課長】 ありがとうございます。スライドの資料2-2の21ページを御覧いただけますでしょうか。国のアセス法に基づく手続には、3つ段階があるんですけども、ここで省略の対象になるのは、配慮書手続という、3段階の一番最初のステップだけでございます。その前も、それもちょっと仕組みの話なのでややこしいですけど、国がこういうところを促進区域から除外してくださいねという基準を、これは国は必ず定めるわけでございますけども、都道府県がそれに加えて、うちの県のエリアではこういうところを配慮する必要があると、都道府県の独自の基準を定めることができるという規定になっています。

都道府県がそうした基準を定めた場合については、アセスメントの3つあるプロセスのうちの最初の配慮書手続を省略することができるというものでございます。アセスが全国的に省略されるということではなく、都道府県が独自の環境配慮の基準を定めた場合において、3つあるアセスのうちの最初のプロセスを省略することができるということでございます。

【中井部会長】 分かりました。では、公共用地室長、お願いいたします。

【土地政策課公共用地室長】 用地室の九鬼でございます。御質問ありがとうございます。先生からいただいたご指摘の、制度として位置づけてということは重要だと思います。そこをどういうふうにやっていくのかというのは、長期的な課題として、全体の動きの中で考えていきたいと思っております。

まずは、我々として、当面、現場においてそういうことが発生したときに、できるだけ用地のサイドからお助けできないかという観点からのフォローということをとる思いでございます。

例えば、用地を買収、用地を補償するときに、災害時には、通常の損失補償と比べてどういったようなことを意識しながら進めないといけないのかとか、あるいは、そういった復興事業等をやろうとするときに、所有者不明の土地等があったときにはどのような探索をしていけばいいのかとか、様々、そういった現場のまさに職員の皆様に役に立つような情報を提供していきたいと思っております。

一方で、先生の問題意識として体制が大事なのではないかというご指摘もございまして、こういった情報提供していく中で、体制についてもよくよく自分たちの中でシミュレーションして、災害の際の動きを検討していく必要があるということも意識して、展開をしていく必要があると感じました。

ありがとうございました。

【中井部会長】 それでは、千葉課長から。

【土地政策課長】 ありがとうございます。地域福利増進事業に関して幾つか御質問いただきました。まず、清水委員から、そもそも何で今、使用权が10年になっているのを、それから事業の性格、例えば公共・非公共のような考え方で、定期借地権の期間の延長の経緯なんかも参考にしながら見直していったらいいのではないかという御指摘でございます。

今、10年になっておりますのは、もともと国土審議会の特別部会というところで、所有者不明土地法を制定する際に御議論いただいた際には、その取りまとめの中では、当初5年という御提言をいただいております。それは、民放上の短期借地権の期間の上限が5年となっていることを踏まえながら、5年以上ということで御提言をいただき、法制化のプロセスの中で、今の10年という形になっております。

それは、民放の短期賃貸借の期間の上限が5年となっているんだけれども、地域福利増進事業が一定の公共性がありますよねと。さらに、いろんな調整プロセスを経て事業化されますよね。それから、補償金が事前に供託されますよね。それから、不明者が手を挙げてくる、判明することも考えられるけれども、実態としては出てこない可能性もありますよね。そうしたことをもろもろ踏まえながら、5年よりは長くてもいいんじゃないかと。

そのときに、おおむね土地利用の変化が10年単位ぐらいで起こるというようなこととか、先ほども清水委員からありました、事業用定期借地権の下限の期間が10年とされていることなども踏まえて、当初5年以上という形で御提言いただいたものを、法制化のプロセスの中で10年としたというのが現状でございます。

そして、今回、その延長を、事業の性格によって10年より長くできないかということも現在検討しているところであります。その際には、清水委員が言われましたその事業の性格、特に今回、太陽光、再生可能エネルギー関係の施設を入れようとするすると、民間の方の参入というものも想定されます。更新は可能とはいえ、10年の使用权ということでありますと、減価償却期間の17年のものにつきまして、10年の使用权の設定を前提と

して、例えば融資を受けるということがなかなか難しいというようなことも考えられますので、ちょっとそうした事業の性格、事業の担い手の性格、そういったものも踏まえまして、この10年の延長を検討しているということでございます。

それから、田村委員からいくつかありました。資料1の6ページ、まさに御指摘がございましたように、減災・防災、あるいは事業の性格をカテゴライズして、自治体の方、あるいは一般の方から見て非常に分かりやすい、刺さるようなカテゴライズをして公募に努める。そのとおりだと思います。私どもも、表に出していく資料の作り込み方、プレゼンの在り方、見直していきたいと思います。

それから4ページですけれども、建物を建てていく。これは企業として整備して、そこに何か関係する施設を置くということを認める制度なんですかということにつきましては、それはイエスということでございます。その企業が同等の趣旨に合うようなものであれば、置けるだろうというふうに考えております。

あと避難場所等とのワーディングにつきましては、より細心の注意をもって作り込んでいきたいと思います。

【中井部会長】 福祉施設の建設を。

【土地政策課長】 そうですね、福祉施設につきましては、資料の2ページの例えば4号というところ、ここは社会福祉法の規定に基づく社会福祉事業ということで非常に幅広く読まれておまして、これに合致するものであれば読めるという整理を、現状してございます。

例えば公民館ですと、公民館に類似する施設ということで、はみ出ている部分もありますが、この社会福祉法に合致するものであれば幅広く読めるというのが現状でございます。

それから、最後に2点、先ほど用地の関係で、田村委員から事前防災の発想というお話がございました。災対法は御指摘のような傾向があらうかと思いますが、例えば政府で閣議決定をしております国土強靱化基本計画、国土強靱化という文脈では、これは平成30年末に閣議決定されているものを見ますと、事後対策の繰り返しを避けて、いま一度、大規模自然災害などの危機を直視して、平時から大規模自然災害に対する備えを行うことが重要という、今後の私どものヒントになるような記載が閣議決定もされております。

ですので、いきなり他法令の法律改正というところに結びつくのは難しいかもしれませんが、こうした閣議決定されているよりどころとなるようなものに、しっかり私どももコミットしたり、私ども自身も土地基本法に基づく基本方針を、閣議決定されるものとして、

政府として御提案することもできますので、そうした中でどういう位置づけを記述していくことができるのか、それを施策として実現していくことができるのか、検討していきたいと思います。

ありがとうございます。

【中井部会長】 田村委員、それから、清水委員、よろしいでしょうか。

【清水委員】 清水です。結構でございます。よく分かりました。ありがとうございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました、井出委員、どうぞ。

【井出委員】 ありがとうございます。私からは、資料3の用地関係業務についてコメントをさせていただきたいと思います。特に資料3の最終ページ10のところ、市町村支援と官民連携は、本当に必要なことだと思っていて、実際にたくさんの業務がありながら、非常に御苦労されているというのはよく分かります。

ただ、ここの市町村支援の充実とか、官民連携、これらの資料を見ますと、アウトソーシングを中心に進めていくというふうに印象が出ています。東日本大震災の後もそうですし、まちづくりのいろいろな活動されている中の方々でも、やはり皆さん異口同音におっしゃるのは、民間の方がいきなりこういった用地関係で現場に行くと、住民の方を含めて所有者など、抵抗感が多くて、やっぱり信頼関係とか、公的な業務であることを証明してもらうためにも行政の手助けがすごく大切だということをおっしゃいます。

そういったことを考えると、アウトソーシングといったものを、どのような団体に委託し、どのようにその質や業務を行政がチェックして最終的に責任を持つのかということも問われることになってくると思います。もうちょっと幅広く支援や官民連携の在り方を考えたほうがいいのではないかなと思います。

この資料の8ページのところには、所有者不明土地連携協議会というのがあって、この8ページを受けて、10ページのところで、協議会も活用しつつ、現場に役立つ支援ということなんですが、小規模な自治体が非常に大変だというのはどの部門でも全く同じで、他の部門でも、やっぱり共通して行われている動きというのは広域連携だと思います。

特にこういった特殊なスペシャリストの方々を育成してノウハウを確保するという上では、やっぱり広域連携で別の常設の組織体をつくり、そこでスキルアップを図るような仕組みをつくっていくということ重要です。



ほかの事業では行われているので、そういったこともしっかり考えていただきたいと思います例えば下水道の分野では広域連携が積極的に進められていますけれども、自治体と民間協力のところでは、自治体が事業組合やSPCをつくって、そこに民間の方に出向していただいて、より専門性を発揮しながら、地域の住民の方々にも十分信頼を得て進めているというような事例もあります。自治体に人材やノウハウがない状態でアウトソーシングしてしまうと、チェック機能が働かなくなります。アウトソーシングが全てということではないと思いますので、もう少し多様な、官民連携であったり、市町村間の連携というものをぜひ模索していただきたいなということで、よろしく願いいたします。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございます。では、続いて、染谷委員、お願いできますでしょうか。

【染谷委員】 染谷でございます。聞こえますでしょうか。

【中井部会長】 聞こえております。

【染谷委員】 ありがとうございます。私からは、まず資料1の地域福利増進事業について少しお話をさせていただきます。島田市のような地方の都市では、中山間、それから山間地が非常に多いわけです。こうしたところの人口減少は、当市における中心市街地と比較しても大変著しい人口減少を見せています。こうした地域は、おのずと管理不全土地、あるいは所有者不明土地が発生する懸念が大変大きくなっています。

そうした場合に、地域福利増進事業でお示しいただいた公園だとか広場、防災機能を有する用地などでは賄えないほどの規模の土地が管理不全土地、あるいは所有者不明土地となる可能性がありまして、農業施策における新規就業者支援や、農地つき空き地などの対応だけでは限界があると思います。

そこにマンパワー、あるいは財源を投入していくだけの自治体の余力がなくなってきていると感じています。こうした地域の現状を踏まえて、中山間、それから山間地も含めた管理不全土地、所有者不明土地対策、さらには地域福利増進事業の制度を議論していく必要があるのではないのでしょうか。

それから、静岡県の熱海市、先般7月に起きた土石流、あの災害を教訓に考えれば、林地は特に災害発生の危険性を伴う開発が行われる可能性がある場所だと思っています。現段階においては法的整備を待つしかないのかもしれませんが、林地も地域住民が守っているだけのマンパワーが不足しております。手放すことを機に、そうした開発事業者の手

に渡るといことが懸念されますので、こうした実態も踏まえた議論が必要なのではないかと思います。

それから、資料2-1の再生可能エネルギーにつきましては、東日本大震災以降、再エネの利用促進、特に太陽光ですけども、この観点から都市計画法による開発許可が適用されない緩和措置がとられていますが、一定の基準を定めて、事業者には設置の段階から指導できるような法的根拠が必要だと思っています。各自治体の条例や要綱、それから規則などで、適切に対応するということが必須でありますけれども、市の条例だけでは、財産権などの制約から設置を規制することが難しいという実態がございます。

それから、資料2-2、ゼロカーボンシティでございますが、当市も2050年にゼロカーボンという宣言をいたしております。また、太陽光や水力、それからバイオマス、溶融炉の余熱等で再生可能エネルギー率が現在38%のまちでありますけれども、それでも市民レベルでの取組として、これからどう進めていくかということが非常に課題です。

太陽光の発電設備の設置、あるいは住宅の省エネルギー化、蓄電池の設置など、こういったことが市民にとっては中心になっていくと思っておりますけれども、一人一人の国民、市民に対してどのような取組が、このゼロカーボンシティを目指す上で必要であるのか、そして、国民一人一人に求められているものは何かということを啓蒙していくことが大切ではないでしょうか。

エネルギー政策も含めて、市民一人一人にまで——市民一人一人というのは国民一人一人ですが、具体的な手法であったり、その先にどういうことを描いていくのかということがまだ十分届いていないような気がいたしました。

それから、資料3の用地取得業務については、3点だけ現場の声を届けさせていただきたいと思っております。1点目は、先般、土地の相続義務化というお話をいただきましたけれども、実際、今現在は相続人が分かっているけれども、相続手続が進んでいないということによって、土地を利用できない、こういった場合が大変多うございます。相続人の間で分配割合による不満等があって、全員から承諾をいただけないというようなことです。この課題を解決するための法的手段があると、現場は大変助かります。

それから、2つ目は、土地の収用、土地取得について、いつも土地だけではなく、その上に上物がある、建物がある場合があります。こうしたときの減価償却について、よく聞かれる声は、市や町の都合で動くんだから、消耗分も補償してくれないと承諾できないというような声が現場ではたくさんあります。このようなことに対して補償基準を緩和する

などによって、補償額を上げることができれば、より早く用地交渉が進むのではないかと思っています。

それから、もう一つ、私どものところでもよくあることなのですが、私どものまちのように農地を多く抱えている地域においては、公共事業のために青地農地を買い上げることがあります。ところが、その青地の農地の半分だけが欲しいとか、3分の2が欲しいとか、残地が残ってしまう場合が大変多いんです。この残地も買ってくれというようなことが、よく私どもに要望されるわけですが、ほかの地目に転用して活用できるような残地の場合ですが、そうした制度変更があれば、ありがたいなと思っています。代替地、代替の土地に移転していただくについても、青地農地であるためにその移転がかなわないというような課題も起きてきています。

雑駁ではありますが、御意見を申し上げました。よろしく願い申し上げます。

【中井部会長】 ありがとうございます。では、もう一方、飯島委員、お願いいたします。

【飯島委員】 飯島でございます。これまでと重複するところはございますけれども、大きく2点、御質問も含めて申し上げたいと思います。

1つは、地域福利増進事業の対象事業の拡充、とりわけ再生可能エネルギーを加えるかという点についてです。資源エネルギー庁、環境省から御説明を頂戴しまして、再生可能エネルギー事業自体の重要性、制度の必要性は承知しておりますが、これを地域福利増進事業の対象に加えることの影響、特に法体系上の整合性をいかにとっていくのか、また、運用面での連携など、もう少し具体的な検討をなさっていたらお伺いしたいと存じます。

とりわけ、これだけ再エネをめぐる利害対立、トラブルが生じている中で、利害調整に係る責任や何らかの被害が起きたときの責任をどのように考えていくのか。先ほど、使用権の上限期間の延長について、こういった事業については、減価償却の観点からより長期化していく必要があるというお話がございましたが、そのことは、再エネ事業に反対ないし消極的な方にとってはさらにハードルにもなりうるかと思えます。

資料1の6ページで、NPO法人が東京都八王子市で検討しているという御紹介もありますが、そういう中での工夫なども含めて、もし情報がありましたら、お願いできますと幸いです。

2点目は、用地関係の資料3、公共用地室から御説明を頂戴した部分でございます。これも重複しますが、人材育成に関して様々な検討や工夫をされていることを理解いたしま

した。例えば、東北地方の震災復興事業では、各地から職員を派遣していただき、派遣していただいた側にとっても大きな力になりましたが、同時に、派遣された職員、特に若手の職員の人材育成という面でも大きな意義があったのではないかと。そういった交流も含めて人材育成につなげていくことがありうるのだと改めて感じました。

また、所有者不明土地連携協議会を立ち上げ、活動されているということですが、こういった協議会は継続していく難しさもあるかと思えます。例えば、別の組織ですけれども、全国収用委員会連絡協議会、各地方ブロックの収用委員会連絡協議会も、顔の見える関係を作る上でも役割を果たしてきたと思えますが、継続性の面で課題も出てきているかと思えます。継続に向けた努力も含めて、こういったことを進めていくことも重要だと思いながら伺っておりました。

以上でございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

じゃ、ここで一旦事務局側のほうに振りたいと思いますが、さっきと逆に用地のほうからお願いできますか。

【土地政策課公共用地室長】 公共用地室の九鬼でございます。先生方の御意見、本当にありがとうございます。まずは、井出先生からいただきました、アウトソーシングが中心になっているんじゃないかというような御指摘のところでございますけれども、先生、おっしゃるとおり、用地は信頼関係が非常に重要であります。今も市町村の方は、現場に行き、交渉のときに立ち会ったり、あるいは直接自分がされたりというパターンが多いということでございます。

我々、アウトソーシングと書いているのは、それによって民の方にもそういったこともいろいろ勉強していただいて、我々、官のほうももちろん活用させていただくのですが、どんどんそういうスキルが広まって行って、用地の関係がもっとビジネスベースでも進んでいくというようなことにならないかということを考えているところでございます。

もちろん、アウトソーシングにより、民間さんをお願いするという場面においても、地権者さんとの関係で、市の方の顔が見えることも重要だと考えておりますので、そこは具体的なやり方のところで上手に組立てていくということと考えております。

そういう意味では、もちろんアウトソーシングも言っているのですけれども、それだけでなく、市町村の皆さんに対してもいろいろスキルをレベルアップさせていきたいという思いがあるということでございます。

それから、もう一つ、広域連携みたいな形でスキルをストックしていくというお話でございました。先生がおっしゃるとおりでございまして、我々もそれが1つのゴールではないかと考えているところでございます。ただ、これまでそれぞれの自治体が個別にやられているとか、事業がやっぱり自治体さんによって、ある、なしの差も結構あるとか、いろいろな状況でございますので、まずはこの連携協議会の中で様々な話をさせていただきながら、一番いい形というのを模索していきたいと考えているところでございます。

それから、染谷市長からのお話の中の、相続人の関係でございまして、完全な解決手段となると、法改正ということになるかと思いますが、我々としては、現場においてできるだけ早く役に立てるよう、探索をできるだけ皆さんが進めていただけるようなお手伝いなど、ノウハウを提供していった、少しでもそういったことの解決につなげていきたいという思いでございます。

あと2つ、制度的な減価償却の話ですとか、あと農地のお話とかございましたが、残地も補償があるなど様々なものがございまして、詳細の部分を事務的にも教えていただければと思います。

それから、飯島先生からは、人材の育成が重要というご指摘をいただきました。我々も人材をも育てていくということが重要なと考えていまして、少しでも貢献できればと思っております。また、協議会の継続については、まさにおっしゃるとおりでございまして、現在、整備局の用地部を中心に、法務局さんなどと一緒になって協議会を回しておりますけれども、これがずっと継続的に続いていくように、何とかやっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**【中井部会長】** ありがとうございます。では、資源エネルギー庁さん、お願いできますでしょうか。

**【経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課総括補佐】**

ありがとうございます。染谷市長からいただきました、環境省さんと御一緒に市民の方々に向けた取組の啓蒙などについては、積極的に広報していきたいと思っております。簡単ではございますが、こういったところでございます。

その上で、飯島委員から御指摘のあった運用面の連携、利害調整の責任といったところでございますが、この制度の設計そのものは国交省さんともよくお話ししながらということになるのではないかなとは思っています。例えばの事例でございますけれども、この地域

福利増進事業というのは、現状であれば当初の使用権というものを10年間、冒頭で許可をいただくということのためのプロセスだと認識しております。

その後の事業をやっている中で、例えばトラブルになるだとか、事業を開始する前の設置工事の段階でのいろんなトラブルだとかといったところは、条例を含む様々な他法令などの中で調整はされていくものだと、我々としては理解しております。

実際、FIT制度の中でも、一番トラブルが多いのは、やっぱり認定を受けてから、開発工事が始まり、その後、立ち上がるまでの間の何らかの手續のプロセスですとか、その間に防災への御懸念が高まって、いろいろな反対が出てきたといったところではございますので、そういった点も踏まえつつ、詳細設計をしていく必要があるのかなと考えてございます。

以上でございます。

【中井部会長】 環境省さんはよろしいですか。

【環境省地球環境局地球温暖化対策課長】 ありがとうございます。島田市長のほうから、国民の取組、啓発が必要じゃないかという御指摘をいただきました。まずもって、島田市さんには、ゼロカーボンシティについても、取り組んでいただいてありがとうございます。

地域の取組ということでは、先ほど御説明した地域脱炭素ロードマップというのをつくって、その中で脱炭素先行地域というものを100か所、2030年までにつくるぞということで取り組んでいるところでございます。

それから、国民が脱炭素に向けて何したらいいのという、それをちゃんと分かるように啓発してよという御指摘を、これは度々環境省もいただいております。この地域脱炭素ロードマップという中に、ゼロカーボンアクション30というのが、国民が身近な暮らしの中で、脱炭素のために何ができるのかという、衣食住、何をしたらいいかという具体的なアクションとして、ゼロカーボンアクションというふうにまとめておりまして、今これ売出中でございますので、まだあまり世の中に広まっていないんですけども、これ、広めていくようにしていきたいと思っています。

それから、取り組んでいただく上で、何らかインセンティブが必要じゃないかみたいな議論は、今、企業とか地域が国民の環境配慮アクションに対してポイントを発行していくということを進めるために、グリーンライフポイントという概念を提唱してきて、そういったことの支援とかもしていきたいというふうに考えております。

以上です。

【中井部会長】 では、担当、千葉課長、お願いいたします。

【土地政策課長】 ありがとうございます。まず、染谷委員から、中山間地域などを多く抱えていらっしゃる自治体の中には、限られたマンパワー、財政的な力ではとても賄えない規模の所有者不明土地、管理不全土地が発生していくことが懸念されますと。農地なんかのお話もございましたが、そういう問題意識を持たれている公共団体の方々の御意見なんかも踏まえながら考えていきたいと思っておりますが、これはやっぱり、国土をどう管理していくのかという在り方とも非常に密接に関連していると考えております。

この部会でも、国土交通省の国土政策局というところから、国土政策の観点からのこうした問題のある土地の管理の在り方について検討し、それを地域で構想に落とし込んでいくという取組をしていることを御紹介させていただきました。そうした努力、あるいは関係する農林水産省等々の関係省庁ともよくいただきました問題意識を共有しながら、今後取り組んでいきたいなと思います。

これは、土石流の災害の関係ですとか、都市計画法の規制のお話もございました。条例では限界があるよという問題意識もございましたが、こうした点も含めて、しっかり関係部局と連携、共有をさせていただいて、検討していきたいというふうに思います。

それから、飯島委員から、再生可能エネルギーの関係を地域福利増進事業に追加することについて、もう少し現状での詳細をというお話でございました。資料1の5ページにございますように、かねてから御覧いただいておりますが、再生可能エネルギーを地域福利増進事業の対象とするときには、やはり地域住民の方々にとって、法制的にも福利増進につながるということが大前提だと思っております。

そうしたものをどういうふうに取り込んでいくときに翻訳していくのかというのは、非常に今後の法制化作業にとっての最大のポイントだと思っております。1つは、地産地消。ただ、そこでも地産地消とは何ぞやというところを、資源エネルギー庁さんのもろもろの制度、あるいはその組立て、環境省さんが整備された様々な制度、そういったものを見ながら、どういったものが地域福利増進事業として取り込むべき再生可能エネルギーの事業なのかというところを、現在、地産地消というのを1つキーワードに考えているところがあります。

それから、先ほど資源エネルギー庁さんのほうからありました、まず対象とする事業がどういったものがふさわしいのか。それから、事業を実施していく上で、どういう運用を

していったらいいのか、これも考えていかなきゃいけないことだろうと思っております。使用権を設定するに当たってのプロセスとしましては、市町村からの意見聴取、知事のもろもろの状況を踏まえた裁定というところで、地域の状況なんかが反映されるわけです。

じゃ、事業実施期間中はどういうふうに関係する制度と連携しながらしっかりチェックをしていって、もし、これ駄目だよねという話になれば、使用権を取り消すということにもなるわけでありますけれども、運用上どう担保していくのか、その点についても、運用のお話になろうかと思えますけれども、しっかり考えていかなきゃいけないという問題意識を持ってやっているということを御紹介させていただけたらと思います。

それから、資料1の6ページの八王子のケースです。これ、駐車場として、あるいは広場として整備する際に、その上に充電ステーションなんかを設置して使っていこうというところを模索しているということでもあります。ですから、今のまだモデル事業なので精査中、走りながら考えるところもありますけれども、今地域福利増進事業に認められています、例えば駐車場、あるいは広場、そういったことで事業化し、その広場ないしは駐車場の上にソーラーシェアリングなどに使う施設が乗っかってくることが想定されていると考えております。

また、モデル事業が進み次第、情報を共有させていただけたらなと思います。よろしくお願ひいたします。

**【中井部会長】** ありがとうございます。では、残りの委員の皆さん方にお願ひしたいと思ひます。瀬田委員、吉原委員、辻委員の順でお願ひいたします。

**【瀬田委員】** 東京大学の瀬田です。よろしくお願ひします。私からお伺ひしたいのは、1点ですけれども、今日、地域福利増進事業の事例について詳しく御紹介いただきました。既に類似の御質問と、それに対する御回答もありましたが、制度の利用によるコスト、それはお金の費用もあれば、人的コストもあると思ひますが、それと、それを踏まえて、今後制度が拡大普及していく、どれぐらい普及しそうかという可能性について、現時点でどのようにお考えか。

あるいは、今後、コストについて、どのように検討されるかについて、現在の限りで所感をお伺ひしたいと思ひています。今日、御紹介いただいた栗島浦村の例でも、申請まで2年、あるいは公告縦覧なども含めると、さらに何か月もかかっているということだと思ひます。再エネですと、10年で関連施設の整備のコストの回収もできそうなのか、今日、先ほどの御回答で17年ぐらいだと、やっぱりなかなか難しいんじゃないかというお話も



ありました。

それから、10年で更新するとして、その更新する際の手続ですとか、あるいは、所有者も変わってくるとすると、不確実性もあったりすると、その辺もどうなのかということ非常に気になっています。この増進事業の目的や意義については、今日議論のあった再エネ以外にも当然様々あって、いろんな考え方があるのかなと理解しています。

今日の、特にこの再エネ事業に応用するという観点で見ると、もし、お話しさせていただいたようなコストが非常に高いと、普及が限られて、温室効果ガスの削減に当たる効果というのは非常に限られてくるのかなと、今日お伺いした限りではちょっとそういう所感を持っていて、やや心配しているところでもございます。

最後はコメントです。以上でございます。

【中井部会長】 ありがとうございます。

では、続いて吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

【中井部会長】 聞こえております。

【吉原委員】 ありがとうございます。吉原です。今日は、地域福利増進事業、再生可能エネルギー事業に関して、また用地関係の業務について、詳細な御説明をいただきまして、大変ありがとうございました。

私のほうからは、地域福利増進事業と用地関連についてコメントを申し上げたいと思います。まず、地域福利増進事業について、再生可能エネルギーの地産地消を事業に追加するということにつきましては、今日の資源エネルギー庁様、それから環境省様のお話を伺って、現在の再エネの政策が地域の経済や社会の持続的発展に資するような方法で検討が進んでいるということがよく分かりまして、今般の地域福利増進事業の目的とも、御趣旨、方向性を同じくするものであるということがよく分かりました。

実際に、再エネ事業を所有者不明土地で行っていく上でどういうことが大事か考えてみますと、まず申請段階における手続と、それから、事業の存続期間におけるモニタリングというものが大事になってくると感じております。

最初の申請段階における手続、要件ということについては、先ほど千葉課長様がおっしゃった点、まさに私もお聞きしたいと思っていたところでした。地産地消ということが具体的に何を意味するのか、この場合の地域という範囲が具体的にどこまでなのか。再エネ事業においては、その利益がなかなか地域に落ちづらい側面があるというお話が、先ほど

環境省様や資源エネルギー庁様からの御指摘の中にありましたので、この場合の地産地消における地域というものが、送電網とか、そうした技術的なことも含めて、どこまでを地域として、この福祉増進の及ぶ範囲を考えたらいいのか。

また、事業の主体はなるべく地域に根差した団体が望ましいでしょうし、エネルギーの活用というものも、なるべく地域の範囲で行われることが望ましいと、そうしたことを申請段階の要件として、申請者に分かりやすく伝える工夫が求められると感じたところでした。

そして、もう一点は、事業の存続期間の間を通じて、どのように地域の福利に本当にこの再エネ事業が貢献していることを確認し続けたらいいのかということです。特に、今般、もしも使用権の期間が10年から20年などに伸長されるといたしますと、やはり存続期間が長くなる分、いろいろなことが起こり得ると思います。

例えば地域のNPOがこの再エネ事業をやっていたんだけど、団体の継続が立ち行かなくなったり、あるいは法人がやっていたんだけど、いろいろ事業形態が変わったり、太陽光パネルを残したまま連絡がとれなくなるといったことが、やはり考えられると思います。

そうしたときに、所有者不明土地に太陽光パネルが残されたまま、地域としてどういう対応がとれるかといったこともしっかり想定しておくことが大事だと思います。この所有者不明土地特措法につきましては基本方針が発表されておりまして、正式な名称が「所有者不明土地の利用の円滑化及び土地の所有者の効果的な探索に関する基本的な方針」というものです。

この中の第3の4、裁定後の留意事項の中に、「都道府県による監督の在り方」という記述がございます。そこには、「地域福利増進事業は土地等使用権の存続期間にわたり裁定申請に係る事業計画に従って適切に実施されることが求められる。このため都道府県知事は定期的に使用権者に対し事業に関する報告を求めるとともに、必要に応じてその職員による立入検査等を実施することで事業が適切に実施されているかどうかを把握するよう努めるものとする」と書かれています。

もし、使用権の期間を伸長するということになりますと、やはりこの定期的に検査等を行って事業の状況を把握することの重要性が増すと思っておりますので、今回、事業の追加、それから使用権の期間の伸長に当たっては、この事業存続期間におけるモニタリングということについても、ぜひ具体的に御検討いただければと考えております。

使用权の伸長、例えば10年から20年などに関する点については、7月30日の第42回の企画部会におきまして、松尾委員が、「10年から20年へと伸長したときに、どういう問題が起きてくるのか、取得時効の制度などとの関連はどうなるかということとも併せて検討すべきであるように思われます」とおっしゃっています。

この点は、先ほど千葉課長様からも御紹介がありました、国土審議会土地政策分科会特別分科会が、平成29年12月に取りまとめた中間報告・中間取りまとめにおきましても、公共的事業の利用権について、延長により事業が長期間に及んだ場合については、同様の利用を所有の意思を示して行った場合（自主占有）に時効取得の対象となることとの均衡や所有者不明土地の権利関係が長期に不安定となることの弊害を踏まえ、さらに特別の措置を講ずる必要があるかについても、検討することが求められるということが明記されています。

そこで、今回、使用权が長期化するに当たっては、やはりこの点についても、この企画部会としてどう考えるかということ、今後の取りまとめなどにおいても明確に示していくことが必要であると考えています。

あと、長くなって恐縮ですが、最後、1点だけ、用地取得につきまして、今回この資料を拝見して、私はある意味衝撃を受けました。日本の自治体というのは、小規模自治体が大半ですけれども、その自治体の7割において用地職員がいない状況というのは、これは大変大きな問題であると思いました。

これは、この問題に特化した対策委員会を立ち上げてでもいいくらいの問題だと思います。ぜひ中期的な観点から計画を立てて、どのような人材育成とか、体制整備をすることが必要かということの検討が深まることを望みたいと思います。

以上です。

【中井部会長】 では、辻委員、お願いします。

【辻委員】 辻です。私のほうも皆さんのほうとダブりますが、2点御指摘したいと思います。聞こえていますか、大丈夫ですね。

【中井部会長】 はい、聞こえています。

【辻委員】 1つは、やっぱり地域福利増進事業の……。聞こえていますか。

【中井部会長】 ちょっと、ところどころ、音声、途切れ、途切れになっているようですね。

【辻委員】 そうですか。

【中井部会長】 ビデオオフでお願いできますか。カメラオフ。

【辻委員】 聞こえますか。

【中井部会長】 はい、聞こえています。

【辻委員】 大丈夫ですかね。

【中井部会長】 はい、多分。

【辻委員】 では、少しゆっくり端的にお話しします。地域福利増進事業自体は、今後もしっかり進めていかなければならないと思っています。再生エネルギーにしても、大分制度も整えられてきたので、これもぜひ進めてほしいんですが、現段階で地域福利増進事業の中に、再生エネルギーのことを入れ込んでくというのは、かなり慎重に考えなければいけないと、私は思います。

既に現状不適格と思われる残存している再生エネルギー関係のものが結構あります。これらのものがなくなると、せっかく進み始めた地域福利増進事業や、再生エネルギー推進事業に関して不信を招きかねないということがあり、これは慎重に考えたほうが良いと思います。

地域福利増進事業に関しましては、手を挙げる団体が出てきたのは大変よいことと思います。これを拡大していくためには、もうちょっと事業費の中にも食い込むような補助のあり方ですか、地方単独事業でも応援していけるような枠組みをしっかりとつくっていくことが重要だと思います。

もう一つ、用地の件です。これも私も全く同様で、用地関係の基礎力がないと、各事業が進めていけないので、これを考えていくことは賛成です。しかし、現行のような状況になっている大きな理由として、総量として公共事業が減っているという事情があります。地方単独事業でみると、ピークに比べると3分の1ぐらいになっています。また、土地開発公社等が廃止されてきていて、用地を先行取得しづらくなってきている側面もあります。

それから、国の事業が補償相場をあげてしまったために、用地取得で苦労した経験をもつ自治体職員もおり、「国が何をしてくれるんだ」「もっと補助単価を上げてくれ」といった意見も出てきそうです。要するに、これをどうやって進めていくかは非常に難しいところだと思います。

ポイントは、比較的大きな市です。土木事業のみならず、都市計画事業等を継続的にやっているような大きな市と、それに関わる事業者と、コンサルタントと、この辺が継続的に事業を続けて、実践の中でノウハウを維持し続けられるようなシステムを、うまくコー

ディネートしていくということが必要だと思えます。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございます。委員の皆さんからは、以上でよろしいでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、こちらにおいていただいている皆さんからのコメントとしたいと思います。私から1つ、資源エネルギー庁さんに質問なですけれども、FITはたしか来年からでしたか、新しいFIPに変わると理解しておりますけれども、認定の基準等々については、今日御説明されたようなことと、基本的には変わらないというふうに理解してよろしいかどうか。その辺りをお伺いしたいと思います。

それでは、資源エネルギー庁さん、お願いいたします。

【経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課総括補佐】

来年から、部会長がおっしゃるとおり、FIT制度というのが、FIP制度というものと、あとは、先ほど資料2-1の3ページで御説明しました、地域活用電源の方々については、引き続きFITの認定を受けるといったような、若干支援の在り方が多様化していくという制度に変わります。

ですが、個別の事業の認定を受ける際の要件については、他法令の遵守、土地の権原などは、全ての事業においても求められていくものでございます。

吉原委員からございました地産地消の意味するところ、これは国交省さんが設定されていくものだと、我々としては考えていますし、そこにぜひ御協力もできればなと思っています。1点、この同じ3ページの地域一体型要件というところは、数字なんかは載せずに、分かりやすいように書いてはいるのですが、実は調達価格等算定委員会という有識者会議を踏まえ、例えば、この発電量のうち3割を自家消費するという要件や、あるいは、地域のほうに5割以上供給という要件を定めているということがございまして、地産地消という概念もありますので、なるべく地域の中で電力を消費していただく、あるいはその土地で自家消費をしていただくといったような方向性にしていくことで、ある種、管理もしっかりそこでやらないといけないとか、お近くにお客様がおられるので、なるべく規律をちゃんと守ろうとか、ルールを守らないと、長くやっていけないといったことを意識してもらうような制度にしております。

事業の期間について様々議論があったかと思いますが、FIT制度では、住宅用に関しては10年の支援、それ以外の事業用については20年の支援というのをしております。

実際、発電設備からの廃棄物が放置される懸念などに対応して、廃棄費用の積立制度というものを設けたと申しました。これは、20年の中の後半10年なりに源泉徴収的に積み立てていくことを求めていく制度で、再エネ事業が比較的息の長い制度であるというのは事実かなと思いますので、そこも含めて御相談をしながら、いろいろと設定していければなど思っております。

以上です。

【中井部会長】 ありがとうございます。では、用地のほう、お願いいたします。

【土地政策課公共用地室長】 吉原先生、辻先生、どうもありがとうございます。吉原先生のほうから、市町村における用地担当職員数が減少していることが衝撃であるというご発言をいただきました。また、辻先生から御指摘をいただいたのですが実はこの背景には、本当に大きな公共事業、長大な公共事業みたいなものが減り事業量そのものが少なくなっているという状況がございます。

一方で、先ほどの課題の1つで申し上げましたが、災害が激甚化しておりまして、何か起こったときに対策をすぐできるという形を維持していかなければならないと考えているところでございます。

辻先生から、大きな市、事業者さん、コンサルタントが重要ではないかとおっしゃられていましたけれども、まさにこの辺りは事業も継続すると思いますのでポイントだと思います。併せまして、自治体さんのヒアリングをさせていただいている感じだと、今、用地担当職員がいないところでも、何かあったときに我々がお手伝いできる、そのような環境もつくっていくという必要があろうかと思っております。

いずれにいたしましても、お二人の御指摘も踏まえて、しっかりと進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

【中井部会長】 では、担当課、千葉課長、お願いいたします。

【土地政策課長】 ありがとうございます。瀬田委員から、制度活用、地域福利増進の見込みということでございます。私ども、対外的にはKPIを設定しておりまして、10年で100事業の活用というのを打ち出しております。これは、手を挙げて、使っていただく方があって何ほのお話なので、要は使い勝手をよくすることが我々の仕事だろうと思っております。

その際、時間的、人的コスト、あるいは制度活用のハードルとしてのコスト、そうしたものがコストとしていろいろあろうかと思えます。今、申し上げたような切り口で、どう

いったところがコスト低減につながる制度改正なのか、運用改善ができないのか、そういう視点で見直していきたいというふうに思っております。

吉原委員から、地域福利増進事業の地産地消といったときの地域の範囲、あるいはモニタリングの重要性などの御意見をいただきました。先ほど資源エネルギー庁さんのほうからの御説明がありましたが、あした地産地消の考え方のようなものを踏まえながら、また、この部会でも慎重に考えなきゃいけないねという意見も踏まえながら、今後、制度設計をして、またしかるべきタイミングでアイデアを御相談申し上げたいなと思っております。何らかの法律上の位置づけと、基準を定められるような枠組みを用意する必要があるだろうなと思っております。

それから、基本方針、御紹介いただきました。定期的モニタリングは大事だと思っております。そういったところも、特に使用権の期間が長くなる、民間の方々が入ってくる事業が増えていくということになれば、そういった点が非常に重要になると思いますので、この基本方針の在り方についても検討してまいりたいと思っております。

なお、10年、20年の見直しに当たって、自己取得、自主占有との関係についてもかつて議論があったのでというお話がございました。所有者不明土地法の中では、制度的には、その問題はこういう形で解決しているというのを御紹介したいのですが、所有者不明土地法の中に20条という規定がございます。地域福利増進事業をやるときに、標識を立てることになっています。

そのときに、これは、自主占有じゃなくて、地域福利増進事業のために千葉が占有しているということをオープンにしています。これを設置しなかつたりしますと、30万円以下の罰金ということになっています。これは、取引の安全を図る趣旨ということですが、裏を返せば、自主占有じゃない。つまり、地福事業でそこに存在したとしても、これは自主占有で時効取得をできないということ、制度的には担保はしております。

ただ、期間が伸びれば、そういった問題意識というものが周囲から出てくるということもありますので、ここら辺の標識の設置の意義のようなものはしっかりと周知していく必要があったなと思えます。辻委員からいただきました御意見、しっかり踏まえながら、どういった形で取り込んでいけるのか、そのときの課題をどう解決していくのか、しっかり考えてまいりたいと思えます。ありがとうございました。

**【中井部会長】** どうもありがとうございました。

時間のほうも予定した時間になっておりますので、本日はこの辺りで意見交換を終了し

たいと思います。

それでは、本日子定されている議事は以上でございますので、これで終了させていただきます。進行を事務局にお返しいたします。

【国土調査企画官】 中井部会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、本日は長時間にわたる御審議、ありがとうございました。次回については、11月29日を予定しておりますが、議事等も含めた詳細については、追って連絡させていただきます。

以上をもちまして、第44回国土審議会土地政策分科会企画部会を終了いたします。本日は、貴重な御意見を賜り、誠にありがとうございました。

会議の退出に当たっては、アイコンの一番右端の赤いボタンを押して御退室ください。

— 了 —